

平成30年度答申第11号
平成30年5月24日

諮問番号 平成30年度諮問第3号（平成30年4月12日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 職業訓練受講給付金不支給決定に関する件

答 申 書

審査請求人 X からの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

1 本件審査請求の骨子

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号。以下「求職者支援法」という。）7条1項の規定に基づく職業訓練受講給付金（以下「給付金」という。）の支給を申請したのに対し、A公共職業安定所長（以下「処分庁」という。）が不支給とする決定（以下「本件不支給決定」という。）を行ったため、審査請求人がこれを不服として審査請求した事案である。

2 関係する法令の定め

- (1) 求職者支援法7条1項は、公共職業安定所長が指示した認定職業訓練又は公共職業訓練等（以下「認定職業訓練等」という。）を特定求職者が受けることを容易にするため、国が当該特定求職者に対して、給付金を支給することができる旨規定し、同条2項は、給付金の支給に関し必要な基準

は、厚生労働省令で定める旨規定する。

- (2) 厚生労働省令である職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則（平成23年厚生労働省令第93号。以下「施行規則」という。）11条1項は、公共職業安定所長が指示した認定職業訓練等を受ける特定求職者が、給付金支給単位期間（原則、訓練開始日を起算日として1か月ごとに区切った個々の期間）において該当すべき要件を掲げており、これらの要件のいずれにも該当するときに、当該給付金支給単位期間について職業訓練受講手当を支給する旨規定する。

同項1号は、給付金の支給要件の1つとして、当該特定求職者の収入の額が8万円以下であることを掲げている。

3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。なお、資料を掲記しないものについては、審査関係人に争いが無い。

- (1) 特定求職者である審査請求人は、平成29年7月3日、公共職業訓練（B職業能力開発センターが実施するC科（訓練期間：同日から同年12月26日まで）。以下「本件訓練」という。）の受講を開始した。
- (2) 審査請求人は、平成29年7月3日から同年8月2日までの給付金支給単位期間（以下「本件支給単位期間」という。）について、同月8日、処分庁に対し、給付金の支給申請をし、処分庁は、同日、「申請者本人の収入の額が8万円を超えているため」申請に係る給付金を支給しないことを決定し、同日頃、審査請求人に通知して本件不支給決定をした。

（職業訓練受講給付金支給申請書、職業訓練受講給付金不支給決定通知書）

- (3) 審査請求人は、平成29年11月6日付けの書面をもって、審査庁に対し、本件不支給決定を不服として、本件審査請求をした。

（審査請求書）

- (4) 審査庁は、平成30年4月12日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして諮問した。

（諮問書）

4 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張は、おおむね以下のとおりである。

- (1) 審査請求人が業務委託を受けている会社から平成29年7月10日に振り込まれた金額114,682円は、本件支給単位期間前の6月分の収入であり、会社の経理上の関係で支払遅延により同日振り込まれた金員であ

る。本件支給単位期間の収入は78,832円であることから、8万円を超えていない。

- (2) 本件支給単位期間前である6月分の収入を同期間内である7月分の収入と決定するのは事実誤認であり、本件不支給決定は、個別事情考慮義務違反で、裁量権の濫用・逸脱（行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）30条）に当たる。
- (3) 施行規則11条1項1号において給付金支給単位期間における特定求職者の収入要件が設けられている趣旨は、当該特定求職者に当該給付金支給単位期間中は認定職業訓練等に専念させるため、他の労働による賃金の代替として給付金を支給するものであることから、給付金と当該給付金支給単位期間における労働は密接不可分の関係にある。

（審査請求書、反論書、審査請求人主張書面）

第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の判断は、おおむね以下のとおりであり、審理員の意見もこれと同旨である。

- 1 給付金の支給のための「収入」の算定は、施行規則の規定を受けて、求職者支援制度業務取扱要領（平成23年9月1日付け職発0901第4号、能発0901第5号職業安定局長・職業能力開発局長連名通達「求職者支援制度の実施について」別添。以下「本件要領」という。）で定める「その収入のあった日（当該収入が口座に振り込まれるものである場合は当該口座に振り込まれた日）」に基づき判断しており、本件支給単位期間における審査請求人の収入は、平成29年6月1日から同月30日までの業務委託料合計額として同年7月10日に審査請求人の口座に振り込まれた114,682円である。
- 2 審査請求人から提出された業務委託覚書によれば、毎月10日に前月分の業務委託料を支払うこととなっており、そもそも、各業務終了時において報酬が発生し速やかに払われる性質のものではなく、支払が遅延したわけではない。

第3 当審査会の判断

- 1 本件諮問に至るまでの一連の手続
本件の審理員の審理手続については、特段違法又は不当と認められる点はない。
- 2 本件不支給決定の適法性及び妥当性について

施行規則11条1項1号は、給付金支給単位期間に特定求職者の収入の額が8万円以下であることを給付金の支給要件の1つとして掲げている。これは、給付金が、特定求職者が認定職業訓練等を受けることを容易にするため、その生活を支援する趣旨で支給されるものであることによるものと解される。

したがって、収入と給付金支給単位期間との関係は、特段の事情がない限り当該収入があった日を基準とするべきであり、本件要領において、収入の算定について、当該収入があった日（当該収入が口座に振り込まれるものである場合は当該口座に振り込まれた日）が属する給付金支給単位期間の収入として取り扱うこととしているのは、合理的な運用といえることができる。

関係資料によれば、審査請求人は、P社からチラシ配布等の業務を委託され、その報酬は毎月10日に前月分を銀行口座に振り込んで支払う旨約しており、平成29年7月10日にP社から審査請求人の銀行口座に114,682円の振込みがなされていることが認められ、当該振込金は本件支給単位期間内にされているのであるから、本件要領によれば、これが同期間における審査請求人の「収入」に当たることは明らかである。審査請求人は、同金額が同年6月分の業務遂行の報酬として支払われたことをもって、本件支給単位期間より前の同月分の収入であると主張するのであるが、もともと審査請求人はP社との間で毎月10日に報酬の支払いを受ける旨約しており、その約定によって同年7月10日に支払われた報酬は、審査請求人が同日に得たものであり、本件支給単位期間における収入というほかない。

したがって、審査請求人の主張は採用することはできず、審査庁の判断は妥当である。

3 まとめ

以上によれば、本件不支給決定が違法又は不当であるとはいえず、本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問にかかる判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委	員	戸	谷	博	子
委	員	伊	藤		浩
委	員	交	告	尚	史